

○東海村環境にやさしい農産物栽培奨励補助金交付要綱

平成19年3月30日

告示第57号

改正 平成21年12月1日告示第122号

平成23年8月10日告示第99号

(題名改称)

平成27年3月31日告示第48号

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業の有する物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しながら、化学肥料と農薬の使用等を節減した栽培を実施することにより、環境負荷の軽減に配慮した環境にやさしく持続的な農業を推進するため、茨城県が定めるエコ農業茨城推進に関する農産物認証要綱（以下「県要綱」という。）に定める基準又は農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第7条第1項に規定する規格（以下「有機JAS規格」という。）に定める基準で畑地に野菜又は果樹を生産した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、東海村補助金等交付規則（平成18年東海村規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平21告示122・平23告示99・一部改正)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 畑地 不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条に規定する地目が畑である土地をいう。ただし、東海村転作奨励補助金交付要綱（平成22年東海村告示第103号）により補助金の対象となる土地を除く。

(2) 営農集団 村内の農地を耕作している集団（農業法人を除く。）

をいう。

(平 2 1 告示 1 2 2 ・ 平 2 3 告示 9 9 ・ 一部改正)

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 県要綱の基準を満たした認証対象農産物の生産者又は有機JAS規格に定める生産行程管理者の認定を受けた者

(2) 村内に住所を有する生産者又は村内に住所を有する者 5 人以上で組織された営農集団

(平 2 1 告示 1 2 2 ・ 平 2 7 告示 4 8 ・ 一部改正)

(補助事業)

第 4 条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表に掲げる作物を、同表に掲げる基準又は有機JAS規格に定める基準の範囲内で村内において栽培する事業とする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、前条に規定する作物を作付けした面積（以下「作付面積」という。）に応じ、1 作物につき 1 0 a 当たり 4 万円とし、5 0 a を限度とする。ただし、1, 0 0 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 作付面積は、不特定多数の消費者に対し販売することを目的に栽培する面積とし、契約栽培に係る面積は、除くものとする。

(平 2 1 告示 1 2 2 ・ 平 2 7 告示 4 8 ・ 一部改正)

(補助期間)

第 6 条 補助期間は、1 作物につき、補助金を交付した最初の年度から起算して 5 年を限度とする。

(補助金の交付の申請)

第 7 条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、東海村環境にやさしい農産物栽培奨励補助金交付申請書（様式第 1 号）に次

に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 県要綱に定める基準で生産した者にあつては、県要綱に定める栽培計画承認申請書の写し及び承認通知書の写し
- (3) 有機JAS規格に定める基準で生産した者にあつては、過去1年以内に登録認定機関から交付された生産行程管理者の認定証の写し
- (4) その他村長が必要と認める書類

（平21告示122・平23告示99・一部改正）

（補助金の交付決定等）

第8条 村長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、東海村環境にやさしい農産物栽培奨励補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、補助対象者に通知するものとする。

（平23告示99・一部改正）

（申請の取下げ）

第9条 補助金の交付の申請をした者は、前条の規定による決定通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の決定の通知の内容等に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して20日以内に、書面で申請を取り下げることができる。

2 村長は、前項の規定による取り下げがあつたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかつたものとみなす。

（補助金の交付決定の取消し等）

第10条 村長は、第8条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) その他補助金の使途が不相当と認めるとき。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、東海村環境にやさしい農産物栽培奨励補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により、補助決定者に通知するものとする。

（平21告示122・平23告示99・平27告示48・一部改正）

（補助事業の変更申請等）

第11条 補助決定者は、補助事業の内容等を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業の変更にあつては東海村環境にやさしい農産物栽培奨励補助事業変更承認申請書（様式第5号）により、補助対象事業の中止又は廃止にあつては東海村環境にやさしい農産物栽培奨励補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）により、村長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な補助事業の変更については、この限りでない。

2 村長は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請内容を審査の上、変更の承認の可否を決定し、補助対象事業の変更にあつては東海村環境にやさしい農産物栽培奨励補助事業変更承認（不承認）通知書（様式第7号）により、補助対象事業の中止又は廃止にあつては東海村環境にやさしい農産物栽培奨励補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第8号）により、補助決定者に通知するものとする。

（平23告示99・平27告示48・一部改正）

（実績報告）

第12条 補助決定者は、補助対象事業が完了したとき、第10条の規定により補助金の交付決定を取り消されたとき又は前条の規定により補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、補助事業が完了した日（補助金の交付の決定の取消しの通知又は補助事業の中止若しくは廃止の承認の通知を受けた日を含む。）の翌日から起算して30日を経過した日又は当該補助年度の3月末日のいずれか早い日までに、

東海村環境にやさしい農産物栽培奨励補助金実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

（1） 事業報告書（様式第10号）

（2） 県要綱に定める基準で生産した者にあつては、出荷状況記録の写し

（3） 有機JAS規格に定める基準で生産した者にあつては、東海村有機農産物出荷状況記録（様式第11号）

（4） その他村長が必要と認める書類

（平21告示122・平23告示99・平27告示48・一部改正）

（補助金の額の確定等）

第13条 村長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、東海村環境にやさしい農産物栽培奨励補助金確定通知書（様式第12号）により、補助決定者に通知するものとする。ただし、補助金の確定額が交付決定額と同額である場合は、この限りでない。

（平23告示99・平27告示48・一部改正）

（補助金の交付の時期及び請求）

第14条 村長は、補助決定者が補助事業を完了した後において補助金を交付するものとする。

2 補助決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、東海村環境にやさしい農産物栽培奨励補助金交付請求書（様式第13号）により村長に請求しなければならない。

（平23告示99・平27告示48・一部改正）

（証拠書類の保存）

第15条 補助決定者は、補助金の交付に係る帳簿その他の証拠書類を整理するとともに、当該補助年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(平 2 7 告 示 4 8 ・ 一 部 改 正)

(補則)

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 1 年 告 示 第 1 2 2 号)

この告示は、平成 2 1 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 3 年 告 示 第 9 9 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 2 7 年 告 示 第 4 8 号)

この告示は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 4 条 関 係)

(平 2 1 告 示 1 2 2 ・ 全 改, 平 2 3 告 示 9 9 ・ 平 2 7 告 示 4 8 ・ 一 部 改 正)

東海村環境にやさしい農産物栽培奨励補助事業対象農産物及び化学合成農薬・化学肥料の使用基準

NO	作物名	作型	化学合成農薬の使用成分回数 (回)	化学肥料の使用量 (窒素成分量kg/10a)	備考
1	なす	促成	3 3	2 0 . 5	
		トンネル	1 2	2 0 . 5	
		露地	1 6	1 7 . 5	
2	トマト	促成	1 7	1 1 . 0	
		半促成	1 3	8 . 1	

		抑制	1 1	8 . 3	
3	ミニトマト	促成	1 7	1 1 . 0	
		半促成	1 3	8 . 1	
		抑制	1 1	8 . 3	
4	ピーマン	促成	1 8	1 8 . 9	購入苗の農薬は、使用回数に含めない。
		半促成	1 0	1 6 . 4	
		抑制	9	1 4 . 1	
5	パプリカ		1 8	1 8 . 9	
6	きゅうり	促成	2 7	2 1 . 7	
		半促成	2 1	2 0 . 2	
		抑制	1 5	8 . 7	
7	大玉すいか	半促成	1 1	7 . 5	
		トンネル	1 3	7 . 5	
8	こだますいか	半促成	1 0	5 . 4	
9	メロン	半促成	1 1	6 . 0	
		トンネル	8	2 . 1	
1 0	抑制アールスメロン	—	1 5	3 . 7	
1 1	かぼちゃ	半促成	1 1	9 . 6	
		トンネル	1 3	7 . 5	
1 2	いちご	収穫3月まで	1 7	1 1 . 5	※1
		収穫5月まで	2 4	1 2 . 5	

1 3	トウガラシ (ししとう)	—	1 2	3 0 . 0	切り戻し後の収穫含む。
1 4	にがうり	露地	4	1 5 . 0	
1 5	はくさい	春どり	5	8 . 5	
		秋冬どり	1 0	9 . 4	
1 6	キャベツ	春夏どり	8	5 . 9	
		秋冬どり	8	7 . 5	
1 7	根みつば	春どり	7	1 0 . 0	
		秋どり	7	7 . 5	
1 8	切みつば	春播き秋冬どり	6	3 . 0	
		秋播き夏どり	4	3 . 0	
1 9	ねぎ	坊主不知	7	1 2 . 3	ハウスネギを含む。
		夏ねぎ	1 0	1 3 . 2	
		秋冬ねぎ	1 3	1 3 . 5	
2 0	小ねぎ		4	5 . 4	
2 1	アスパラガス	—	8	1 0 . 0	春夏の2期収穫
2 2	たまねぎ	露地	5	1 1 . 9	
2	にら	ハウス	2 2	3 2 . 5	

3		露地	2 1	2 5 . 0	
2 4	にんにく	露地	5	1 0 . 0	
2 5	エシャレット	露地	1 1	1 2 . 0	
2 6	しゅんぎく	ハウス	6	8 . 8	
		露地	5	6 . 3	
2 7	ほうれんそう	春播き	3	5 . 0	
		夏播き	3	4 . 7	
		秋播き年内ど り	4	5 . 7	
		秋播き冬ど り	3	5 . 3	
2 8	レタス	春どり	5	5 . 6	
		秋冬どり	8	3 . 0	
2 9	リーフレタス	秋冬どり	6	5 . 0	
		春どり	4	7 . 5	
3 0	カリフラワー	春どり	2	7 . 5	
3 1	ブロッコリー	春どり	5	8 . 5	
		秋冬どり	1 2	1 0 . 6	
3 2	セルリー	ハウス	2 0	3 0 . 0	
3 3	大葉	ハウス	1 6	2 5 . 0	

3 4	こまつな		4	6.0	
3 5	チンゲンサイ	—	5	7.5	
3 6	みずな	ハウス	4	5.0	
3 7	パセリ	夏播き秋冬ど り	7	20.0	
		秋播き春夏ど り	10	20.0	
3 8	わさび菜		6	6.7	
3 9	だいこん	春どり	5	6.0	
		秋冬どり	7	7.5	
4 0	かぶ	露地	3	10.0	
		ハウス	2	5.0	
4 1	にんじん	夏どり	3	5.9	※2
		秋冬どり	6	6.3	
4 2	ごぼう	春播き	4	8.5	
4 3	かんしょ	早掘り (7～8月収 穫)	5	1.5	
		普通掘り (9月以降収 穫)	6	1.5	

		穫)			
4	ばいれしょ	マルチ	4	5.9	
4		普通	6	9.2	
4	さといも	普通掘り	2	9.9	
5					
4	ながいも	露地	6	15.0	
6					
4	えだまめ		2	2.6	
7					
4	さやいんげん	露地	5	10.8	
8					
4	そらまめ	露地	5	7.2	
9					
5	とうもろこし	—	3	13.7	※2
0					
5	梨	ハウス	12	9.9	
1		露地	19	10.5	
5	ぶどう		16	2.1	
2					
5	栗	—	1	7.0	
3					
5	柿	—	10	6.1	
4					
5	うめ	—	6	10.0	
5					

5 6	りんご	露地普通	2 1	6 . 0	
5 7	イチジク	無加温ハウス	1 1	5 . 0	
		露地	9	4 . 0	
5 8	キウイフルーツ	露地	6	1 3 . 8	
5 9	ブルーベリー	—	不使用	2 . 0	※ 3
6 0	麦		2	4 . 0	大麦・小麦
6 1	大豆	普通	4	1 . 6	
6 2	落花生	—	3	1 . 7	
6 3	そば		不使用	不使用	※ 4
6 4	茶	—	6	2 4 . 0	
6 5	米	—	8	3 . 2	

※ 1 硫黄くん煙剤については、節減対象農薬から除外し、化学合成農薬の使用成分回数に含めない。

※ 2 種子消毒は、農薬の使用回数に含めない。

※ 3 栄養体繁殖作物については、原則として収穫物を得るための苗を親苗から切り離れた時点から、化学合成農薬の使用成分使用回数

をカウントする。

※4 栽培期間中化学合成農薬不使用とする。

※5 栽培期間中化学合成農薬不使用・化学肥料不使用とする。

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

東海村長 様

住 所
申請者 氏 名 ㊟
電話番号

東海村環境にやさしい農産物栽培奨励補助金交付申請書

東海村環境にやさしい農産物栽培奨励補助金について交付を受けたいので、東海村環境にやさしい農産物栽培奨励補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請いたします。

記

1 補助金の申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 県要綱に定める基準で生産した者にあつては、当該県要綱に定める栽培計画承認申請書の写し及び承認通知書の写し
- (3) 有機JAS規格で生産した者にあつては、過去1年以内に登録認定機関から交付された生産行程管理者の認定証の写し
- (4) その他村長が必要と認める書類

備考

申請者が営農集団であるときは、定款又は規約を添付すること。

様式第2号(第7条関係)

事業計画書

1 補助事業の目的

2 補助事業の内容

(1) 栽培作物

※ 作物No.
作物名

(2) 耕作地

所 在 東海村

作付面積 m²

(3) 収穫予定

(年 月 ~ 年 月)

(4) 化学合成農薬の使用予定回数(使用成分回数)

(5) 化学肥料の使用予定量

窒素成分量 kg/10a

※ 作物No.及び作物名は、別表による。

様式第3号(第8条関係)

東海村指令第 号
年 月 日

様

東海村長 

東海村環境にやさしい農産物栽培奨励補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付で申請のあった東海村環境にやさしい農産物栽培奨励補助金については、下記のとおり交付することに(下記の理由により不交付と)決定したので、東海村環境にやさしい農産物栽培奨励補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付決定額 金 円
- 3 不交付決定の理由

様式第4号(第10条関係)

東海村指令第 号
年 月 日

様

東海村長



東海村環境にやさしい農産物栽培奨励補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け東海村指令第 号で決定した東海村環境にやさしい農産物栽培奨励補助金については、下記の理由により全部(一部)を取り消すことに決定したので、東海村環境にやさしい農産物栽培奨励補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付取消額 金 円
- 3 取り消した理由

様式第5号(第11条関係)

年 月 日

東海村長 様

住 所
申請者 氏 名 ㊟
電話番号

東海村環境にやさしい農産物栽培奨励補助事業変更承認申請書

年 月 日付け東海村指令第 号で交付決定のあった東海村環境にやさしい農産物栽培奨励補助事業については、下記のとおり変更したいので、東海村環境にやさしい農産物栽培奨励補助金交付要綱第11条第1項の規定により申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 変更理由
- 3 補助金の申請額
変更前 金 円
変更後 金 円
- 4 添付書類
(1) 事業変更計画書
(2) その他村長が必要と認める書類

備考

- 1 事業変更計画書は、様式第2号を準用し、上段に変更前の額等を括弧書きし、提出すること。
- 2 事業変更計画書のほか、当該申請に添付する必要がある書類名を「添付書類」欄に記載すること。

様式第6号(第11条関係)

年 月 日

東海村長 様

住 所
申請者 氏 名 ①
電話番号

東海村環境にやさしい農産物栽培奨励補助事業中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け東海村指令第 号で交付決定のあった東海村環境にやさしい農産物栽培奨励補助事業については、下記のとおり中止(廃止)したいので、東海村環境にやさしい農産物栽培奨励補助金交付要綱第11条第1項の規定により申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 中止(廃止)理由

様式第7号(第11条関係)

東海村指令第 号
年 月 日

様

東海村長 

東海村環境にやさしい農産物栽培奨励補助事業変更承認(不承認)通知書

年 月 日付で申請のあった東海村環境にやさしい農産物栽培奨励補助事業の変更については、下記のとおり承認(下記の理由により不承認と)したので、東海村環境にやさしい農産物栽培奨励補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

1 補助事業の名称

2 変更承認

変更の内容(変更承認交付決定額)

変更前	金	円
変更後	金	円

3 変更不承認理由

様式第8号(第11条関係)

東海村指令第 号
年 月 日

様

東海村長 

東海村環境にやさしい農産物栽培奨励補助事業中止(廃止)承認通知書

年 月 日付で申請のあった東海村環境にやさしい農産物栽培奨励補助事業の中止(廃止)について承認したので、東海村環境にやさしい農産物栽培奨励補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

様式第9号(第12条関係)

年 月 日

東海村長 様

住 所
申請者 氏 名 ①
電話番号

東海村環境にやさしい農産物栽培奨励補助金実績報告書

年 月 日付け東海村指令第 号で交付決定のあった東海村環境にやさしい農産物栽培奨励補助事業が完了した(取消しの決定を受けた・中止(廃止)の承認を受けた)ので、東海村環境にやさしい農産物栽培奨励補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付決定額(交付決定変更額・取消特別交付決定額・変更承認交付決定額)

	金	円
精算額	金	円
- 3 補助金の成果内容
- 4 添付書類
 - (1) 事業報告書(様式第10号)
 - (2) 果要綱に定める基準で生産した者にあつては、当該要綱に定める出荷状況記録の写し
 - (3) 有機JAS規格に定める基準で生産した者にあつては、東海村有機農産物出荷状況記録(様式第11号)
 - (4) その他村長が必要と認める書類

様式第10号(第12条関係)

事業報告書

1 事業内容

(1) 栽培作物

※ 作物No.
作物名

(2) 耕作地

所 在 東海村
作付面積 m^2

(3) 収 穫

(年 月 ~ 年 月)

(4) 化学合成農薬の使用回数(使用成分回数)

(5) 化学肥料の使用量

窒素成分量 $kg/10a$

※ 作物No.及び作物名は、別表による。

様式第11号(第12条関係)

住 所
補助事業者 氏 名
電話番号



東海村有機農産物出荷状況記録

1 栽培作物
作物名

2 出荷期間
年 月 日 ~ 年 月 日

3 出荷量
出荷量 kg
(収穫量 kg)

4 出荷先
(1) 主な出荷先

(2) 出荷形態

様式第12号(第13条関係)

東海村指令第 号
年 月 日

様

東海村長



東海村環境にやさしい農産物栽培奨励補助金確定通知書

年 月 日付け東海村指令第 号をもって決定した東海村環境にやさしい農産物栽培奨励補助事業については、実績報告書に基づき交付額を下記のとおり確定したので、東海村環境にやさしい農産物栽培奨励補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付決定額(交付決定変更額・取消特別交付決定額・変更承認交付決定額)

	金	円
交付決定額	金	円

様式第13号(第14条関係)

年 月 日

東海村長 様

住 所
申請者 氏 名 ①
電話番号

東海村環境にやさしい農産物栽培奨励補助金交付請求書

年 月 日付け東海村指令第 号により補助金確定通知(補助金交付決定通知・補助事業変更承認通知)のあった東海村環境にやさしい農産物栽培奨励補助金を下記のとおり交付されたく、東海村環境にやさしい農産物栽培奨励補助金交付要綱第14条第2項の規定により請求します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の確定額(交付決定額・交付決定変更額・取消特別交付決定額・変更承認交付決定額) 金 円
- 3 今回請求額 金 円
- 4 振込口座

金融機関等名	銀行・金庫・組合 本店・支店・本所・支所
預金口座名	1普通 ・ 2当座 ・ 3別段
預金口座番号	
フリガナ 口座名義人	

- 様式第 1 号 (第 7 条関係)
(平 2 3 告示 9 9 ・ 一部改正)
- 様式第 2 号 (第 7 条関係)
- 様式第 3 号 (第 8 条関係)
(平 2 3 告示 9 9 ・ 一部改正)
- 様式第 4 号 (第 1 0 条関係)
(平 2 3 告示 9 9 ・ 一部改正)
- 様式第 5 号 (第 1 1 条関係)
(平 2 3 告示 9 9 ・ 一部改正)
- 様式第 6 号 (第 1 1 条関係)
(平 2 3 告示 9 9 ・ 一部改正)
- 様式第 7 号 (第 1 1 条関係)
(平 2 3 告示 9 9 ・ 一部改正)
- 様式第 8 号 (第 1 1 条関係)
(平 2 3 告示 9 9 ・ 一部改正)
- 様式第 9 号 (第 1 2 条関係)
(平 2 3 告示 9 9 ・ 一部改正)
- 様式第 1 0 号 (第 1 2 条関係)
- 様式第 1 1 号 (第 1 2 条関係)
- 様式第 1 2 号 (第 1 3 条関係)
(平 2 3 告示 9 9 ・ 一部改正)
- 様式第 1 3 号 (第 1 4 条関係)
(平 2 3 告示 9 9 ・ 一部改正)